

- 一、木手こ
- 一、てんびん
- 一、棒品々
- 一、をつな品々
- 一、もつかう
- 一、びじら
- 一、すなふるひ
- 一、土俵こも・なは
- 一、御普請會所下奉行着到付入用之紙・筆・墨、石歩付之た  
んあぶら。
- 一、御普請會所に而役人湯水被下候鍋・釜・柄杓・手桶。
- 一、日用銀
- 一、運賃銀之儀は役銀に而可被相渡候。但能圖候は、其節  
可及斷候。

右跡々より如此之由候條、役銀・小入用銀之内を以可被相調  
候。此外之儀は度々可被及斷候。以上。

卯七月九日

御普請會所

三五 明屋敷之土等取間敷儀觸  
明屋敷土等取荒候間、向後彌被相改候様、御普請奉行に御  
寄合衆被仰渡候。御横目をも出候之條、御組中急度可被仰  
觸候。以上。

寛文七年四月廿三日

多賀 左 近

津田 源右衛門

在江戸 中川八郎右衛門

三六 金谷御門前明地之芥捨間敷  
儀等觸

金谷御門前明地に、御厩井近邊之面々ごみ等捨、御道筋穢  
敷御座候。役人共通懸り見付候得ば爲取除候得共、見付不  
申節は、見苦敷罷成居申候。外之明地にも都而ごみ捨不申  
趣、先年各様の御斷申上、一統被仰渡候。乍然目立不申所  
は、先其分に仕置候得共、右明地之儀は毎度御通筋御座候  
得ば、其心得も可有之儀与奉存候。向後御厩其外近邊之侍  
中より、ごみ捨不申様被仰渡候様仕度奉存候。

一、所々明地土掘取、地形荒し申候。私共役所に及斷指圖  
を請申管に御座候處、近年猥に罷成申候。此儀茂夫々被仰  
渡候様仕度奉存候。以上。

御用番

金森 助右衛門

(元文五年)  
三月十八日

村井 主膳殿

三七 拜領屋敷之家作買請候  
者之儀觸

拜領屋敷之家作、以相對買請候者、當座に毀取可申所、無  
其儀、當分居住仕候内、本人故障有之候得ば、家屋敷共指  
上申御格に候處、心得違候人々茂有之躰に候。向後右之通  
買請、其屋敷に居住仕候内、本人故障之儀有之候は、右  
家は買請候共、御格之通取上候様、御普請奉行に申渡候條、  
被得其意、組・支配之人々に可被申聞候。且又組等之内裁  
許有之人々は、其支配にも相違候様被申渡、尤同役中可有  
傳達事。  
右之趣可被得其意候。以上。

(延享四年)  
九月十六日

本多 安房守

三八 御用地並明屋敷地形荒  
申間敷儀觸

御用地并明屋敷地形取荒不申、ちりあぐた等捨不申管に御  
座候所、近年猥罷成申候。御用地いか様之御普請等有之候  
而茂、右之趣に候得ば、地形無謂御入用懸り申儀御座候。  
且又御屋敷致拜領候人々茂、以之外難儀仕儀御座候。右之  
趣に付、前々茂各様の私共より申上候所、一統被仰觸御座  
候而、御縮方宜敷御座候處、近年事之外猥罷成申躰相見え  
申候間、向後急度猥無之様仕度奉存候。

一、惡水流末々指支、所々より及斷申候間、隣家申談、溝  
掘揚候様にと奉存候。此上に茂指支候得ば、見分人遣申儀  
御座候。

一、組柄により跡目不被仰付人々、死去仕候得ば、跡屋敷  
指上申御格に御座候。乍然何とぞ様子茂有之候得ば、頭・支  
配人より、當分難指上御座候旨、御普請會所に及斷申管御  
座候。右斷延引罷成申内、彼は相洩申儀茂御座候間、いづ